

請 願 書

令和6年11月17日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満 様

請 願 者 住 所 高津区 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]

要 旨

請願書を市議会議長、教育長、川崎維新の会に提出しましたが連絡がないので本書面(請願書)を青木 功雄(議長)、教育委員会(小田嶋 満)教育長、川崎維新の会に送付します。 11月11日、維新の会に郵送した「請願の要旨、理由」1, ~10を確認の上議長が本会議で議決、認定した87号線(不法な許認可、川崎市の見解)の実態を検証ください。《議事録、福田市長 回答書参照》

本事案は、[REDACTED]「事件番号」([REDACTED]「[REDACTED]」)、[REDACTED]を相手方〇〇、(代理人)弁護士は「[REDACTED]」を(相続人)[REDACTED]から奪い取る為に起こした「事件」です。請願者(相続人)[REDACTED]は、調停の場に土地、家屋(全部事項証明書)、位置指定道路売買契約書、平成21年「陳情第147号」議事録、「議案74号」207号208号線、認定、平成22年12月28日、建設緑政局長が(相続人)[REDACTED]、親族に提出した、【公用】全部事項証明書、「原因」平成16年9月4日、法第40条第2項による帰属、平成20年11月7日(登記完了)を提出して、代理人(弁護士)2名の主張を論破して、本事件は「不成立」になった。市(建設緑政局、財政局、まちづくり局、農業委員会、教育委員会)、関連局は(代理人)弁護士から、調停不成立の報告を受けているはずです。

11月11日提出した「請願書」要旨、理由、請願者([REDACTED])が南原小学校に寄贈した、市民ミュージアムでジオラマ展示していた稲の祭り、村の構成、村の境、DVDを見せてください。※中央農協(十年のあゆみ)上作延小、十周年記念委員会編集、教育委員会制作、上作延農家の記録です。市の違法な処理、許認可を一言でいえば、請願の理由1, ~10, 「市営住宅内、学校用地」に87号線を登記しなければ、住宅を建築することは出来ません。相続税申告のとき税務署から87号線が未登記の為、相続税評価が適正にできないと勧告を受け「粕谷議員」議会で質問、ミスを認めた「市長、建設局長」答弁、市長の回答が全てです。請願の「理由」5, 租税(関係法令)6, ~10, 87号線未登記と根っ子は同じ、平成31年3月8日、《陳情第142号》で退職する綿貫まちづくり局長は、私は退任するが残された職員が引き続きその責任を果たしていくことを約束すると、堀添 委員長、委員、職員、市民に公言しました。

請願の要旨

令和5年「陳情第36号」まちづくり委員会(建設緑政局)高津区上作延87号線、南原小学校796番地、所有権移転、登記に関する市の見解、「議長」、青木功雄様から11月16日「賛成者なく不採択」、通知を受けましたが、市の見解全て、租税(関係法令)に抵触します。以下項目を見直されるよう請願書を提出します。

請願の理由

1. 高津区上作延3丁目、向ヶ丘地区は、昭和30年代、市(環境局)が焼却灰、産廃物で埋立、上作延農家が732番744番～市営住宅7号棟まで、谷戸、田を換地して市住宅、学校を新設する為、開発行為を要しない都市計画法第29条(4号)該当、市に譲渡しました。請願者〇〇は上作延3丁目地区87号線、南原小学校に係る「公有財産」を(開示請求)、令和3年3月18日、農業委員会(全部開示)、令和5年5月29日、財政局資産税課、建設緑政局、道水路台帳、市保管土地図、(回議書)、等、関係資料を開示した。「公有財産」87号線、南原小、3021㎡は平成10年7月13日、教育委員会事務局から建設局に管理換え、「理由」道路管理上必要な為、法第29条(4号)に該当しない、農家732番744番754番ほか、土地(回議書)、等を開示した。これにより議会答弁、市長回答、市の見解が租税(関係法令)に抵触する違法、虚偽であることが、請願者〇〇、市民、別所支部住民に明らかになった。議会(議決)、認定した87号線を都市計画法第4条12項、川崎市宅地開発指針に基づき、建築基準法第43条「道路」を登記して、87号線に関わる地権者、被害者に「宅建法」(重要事項)による説明と、被害者が損害賠償を求めるとは、租税(関係法令)からしても市民、住民の権利です。また、埋立完了前に請願者、自宅の井戸が汚染され、市(環境局)に賠償、改善を訴え、水質汚染を認め、公にしないことを条件に自家水道を公費で市の水道に付替を提示したので、賠償金を取らず合意した。水道台帳を確認ください、今でも井戸は当時のままです。
2. 昭和58年8月11日、議会は子母口宿河原線、市道(赤道、青道)87号90号139号142号線ほか、議決認定しかし登記簿、公図、道水路台帳87号線は現在も未登記です。都市計画法第4条12項、区画形質の変更(1)、(2)、(3)に抵触します。建築物の建築、駐車場にすることは出来ません。宅地審査課の許可が必要です。
3. 平成21年3月予算特別委員会、6月19日、「陳情第147号」まちづくり委員会、《議事録参照》阿部市長、斎藤建設局長(副市長)、部長(建設緑政局長)、管理課長「答弁」、三宅隆介委員長、橋本勝副委員長「委員」嶋崎嘉夫、粕谷葉子、井口真美、坂本茂、尾作均、玉井信重、山田益男、後藤晶一、吉岡俊祐、大庭裕子、岡村テル子 ◎「建設局」道路法には道路の認定、区域決定、供用開始の手続があり、道路の認定には、議会の議決が必要、「逐条解説」、区域決定、路線認定の段階では、所有権が川崎市になくてもオーケーという形になっている。
▲「議案第74、号」◎三宅委員長、上作延207号208号線、全会一致、原案可決

平成 21 年 12 月 16 日、本会議「議案第 164 号」、市道路線の認定 207 号 208 号線を原案可決、また、平成 22 年 12 月 28 日、建設緑政局長「公用」全部事項証明書、持参「原因」平成 16 年 9 月 4 日、法第 40 条第 2 項による帰属、平成 20 年 11 月 7 日(登記完了) 開発行為経過一覧、お詫び文書を(相続人)、親族に提出した。

4. 上作延 3 丁目地区は平成 6 年、市道(赤道、青道)民地の境確定、道路公園センター、境界標(杭)設置、◎令和 5 年 1 月 23 日、住居表示が施行になり、住居表示検討委員会、委員長 上作延町会長、副委員長は市議会議員〇〇様です。

5. 租税(関係法令)

- ◆憲法第 30 条、国民には適切な税金を納税する権利があり「官報、公報」に公告した、ことを市(職員)、事業者、市民が知らなくても認知したということになる。
- ◆地方公務員法第 30 条「サービスの根本基準」第 32 条「法令等、上司の…従う義務」
- ◆平成 31 年 3 月 8 日、《陳情第 142 号》まちづくり委員会、堀添 健 委員長
「委員」原典之、石川健二、春孝明、渡辺あつ子、浅野文直、重富達也、織田勝久
《議事録参照》上記の委員「質問」◎「答弁」宅地審査課、建築指導課、建築審査課、高津区道路公園センター整備課 市の見解は、上記 4、平成 21 年 3 月 予算特別委員会、6 月 まちづくり委員会「陳情第 147 号」市の見解に抵触する答弁です。専門家、第三者、許認可した部局、法制課(弁護士)に確認して、議会で見直しを求めます。令和 5 年陳情第 36 号 ◎林 敏夫 委員長、川島雅裕 副委員長、本件は賛成者なく不採択と決議しましたが、平成 31 年 3 月 8 日《陳情第 142 号》退職する綿貫まちづくり局長は、私は退任するが残された職員が引き続きその責任を果たして行くことを約束すると、堀添健 委員長、委員、職員に公言しました。《議事録参照》

6. 都市計画法第 4 条第 12 項、川崎市宅地開発指針(宅地造成)について。

開発行為とは、都市計画法第 4 条 12 項、区画形質の変更で、

- (1)「区画の変更」道路や水路などを新設、付替え又は廃止する行為
- (2)「形の変更」造成などで、土地の形状を変える行為
- (3)「性質の変更」農地、山林、等土地を建築物を建築する為の敷地に変更する行為以上、三つの行為のいずれかを伴った行為で、開発行為をする土地の面積が 500 m² 以上になる場合は宅地審査課、開発行為の許可が必要【建築基準法第 43 条、接道義務】建築物の敷地は 4 m(現行 6 m)以上の道路に 2 m 以上接することが必要、都市計画法第 29 条(4 号)該当で、市が農家(組合)から土地を譲受けた時点で立ち戻り、市と農家(組合)は、租税(関係法令)川崎市宅地開発指針に従って 87 号線を(建築基準法道路)登記する責務が有り、宅建法(重要事項)に基づき市、農家(組合)は上作延町会、別所支部会員に 87 号線、未登記の経緯を説明して、損害賠償、行政責任を求めます。

7 平成 29 年 3 月 10 日、「陳情第 75 号」総務委員会、《議事録参照》

「事件番号」

、請願者

- 〇〇は、相手方[]の(代理人)弁護士から、市(行政)の不法な、建築確認処分の為、訴えられ、土地、家屋(全部事項証明書)、位置指定道路(私道)売買契約書、建築計画概要書(昭和47年3月11日(まちづくり局確認処分)、覚書き、上記の理由1, 3, 4, 文書、平成22年12月28日、建設緑政局長、おわび文書を、調停に提出して、代理人(弁護士2名)の主張を論破し「不成立」になったが、市(行政)が違法な新築、建て替え、位置指定道路(私道)の(利用権利)を相手方に説明をしない為、相手方は今でも、市が許認可した(不法な)確認処分を理解せず、新築、建て替、位置指定道路(利用)、上下水道(駐車場利用)の権利を役所が許可したと、主張し毎日のように請願者が所有する建物、駐車場が被害、損害を受け、警察に被害届出を提出、受理されています。建築確認申請を確認処分した市(行政)が、相手方に経緯、説明をすることは、職員(公務員)であれば当然です。市営住宅、学校用地、87号線(未登記)と根っ子は同じです。
8. 平成29年5月2日、752番地の住民が宅内に雨水が入ってくる、対応してほしいと高津道路公園センターに電話で陳情した件 「請願者」〇〇は、平成30年4月12日、開示請求 ◎道路公園センター整備課、陳情受付簿処理簿を開示、令和2年1月30日、「陳情第21号」まちづくり員会《議事録参照》、末永直 委員長、雨笠委員「質問」◎整備課「答弁」上作延町会、防犯副部長(陳情) 雨水柵設置、事象が解消した。宅地事業①、②、③、を含め、市の答弁は事実無根、防犯副部長〇〇様に確認しました。
9. 福田市長への手紙、市長(担当局)回答書の件
 ▲ [] 「受付番号」 [] 【担当】まちづくり局
 宅地審査課、建築審査課、農地課、高津道路公園センター整備課
 ▲ [] 「受付番号」 []
 【担当】環境局廃棄物指導課、宅地審査課、道路公園センター管理課(回答書)の
 内容は議事録、市の見解と同じ、租税「関係法令」、他市の事例に適合しません。
10. 87号線を接続道路とする現在工事中、市長許認可について。
 ①. 南原小学校、学童通路転落防止擁壁工事 ②. 南原小、体育館新築工事
 ③. 714番ほか2筆(生産緑地、解除)、宅地造成(令和5年12月末工事完了)、住宅4戸、現在工事中 87号線、未登記事案と根っ子は同じです。請願者〇〇が749番を、都法により開発行為、市に寄贈した、139号線を接続道路として、現在不法な建物新築工事中、市は現地を確認の上、農地法(無断転用)は明白です。
租税(関係法令)に従って適切な処理、処分、損害賠償を求めます。
 請願者〇〇が南原小に寄贈した、市民ミュージアム(ジオラマ)展示していた、稲の祭り、村の構成、村の境、DVDを見て検証ください。※中央農協(十年のあゆみ)、上作延小、十周年記念委員会編集、教育委員会制作、上作延3丁目地区、農家の記録です。

請 願 書

令和6年11月18日

川崎市教育委員会
教育長 小 田 嶋 満 様

請 願 者 住 所 高 津 区 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]

要 旨

高津区上作延3丁目732番～744番340番(市営住宅7号棟)まで、上作延農家(組合)が「谷戸、田」を換地して、市営住宅、学校を新設の為「開発行為を要しない、都市計画法第29条(4号)該当で、「公有財産、学校用地」を市(教育委員会)に譲渡、議会が87号線を認定したが、市、行政(教育委員会)は、87号線(建築基準法、道路)の登記を行っていません。令和5年5月29日、請願者([REDACTED])が開示請求をした結果、財政局資産税課、建設緑政局は道水路台帳、市保管土地図、(回議書)等を開示、「公有財産」3021㎡、学校用地87号線、平成10年7月13日、(回議書)教育委員会事務局から建設局に管理換え「理由」道路管理上必要な為、法第29条(4号)該当しない、農家(組合)の(回議書)資料が開示され、市「教育委員会、建設緑政局、財政局」の87号線(未登記)を市民に公表しました。市(関連局)が連携して、87号線の登記を行って、行政責任を果たすことは当然です。◆調査委員会(担当者)[REDACTED]職員に依頼します。FAXで送信した、維新の会(請願書)要旨、理由を教育長に提示して、(請願者[REDACTED])の真意をくみ取り戴き、市議会、行政(職員)が汚点を残さない形で、租税(関係法令)を順守した審議を求めていることを委員長にお伝えください。

理 由

維新の会に提出した([REDACTED])にFAX送信した「請願の要旨、理由」1、～10を確認の上、議長が本会議で議決、認定した87号線、議会、議長(市の見解)の実態を検証ください。《議事録、福田市長 回答書参照》一言でいうと、市住宅、学校用地「公有財産」に行政が租税(関係法令)を順守して87号線を新設「道路」登記を行ってれば、本事件、[REDACTED]「事件番号」[REDACTED]「[REDACTED]」は、起こりませんでした。[REDACTED]を相手方〇〇、(代理人)弁護士は[REDACTED]を(相続人)[REDACTED]から奪い取る為に起こした「事件」です。請願者(相続人[REDACTED])は、調停の場に土地、家屋(全部事項証明書)、位置指定道路売買契約書、平成21年「陳情第147号」議事録、「議案74号」207

号 208 号線、認定、平成 22 年 12 月 28 日、建設緑政局長が(相続人)■■■■、親族に提出した、【公用】全部事項証明書、「原因」平成 16 年 9 月 4 日、法第 40 条第 2 項による帰属、平成 20 年 11 月 7 日(登記完了)を提出して、代理人(弁護士)2 名の主張を論破して、本事件は「不成立」になった。不法な許認可、建築確認処分(建設緑政局、財政局、まちづくり局、農業委員会、教育委員会)を行った、関連局は(代理人)弁護士から、調停不成立の報告を受けたはずで、裁判所に記録も残っています。また、請願者(小川)が南原小学校に寄贈した、市民ミュージアムでジオラマ展示していた稲の祭り、村の構成、村の境、DVD を見てください。※中央農協(十年のあゆみ)上作延小、十周年記念委員会編集、教育委員会制作、上作延農家の記録です。

請願の理由 1, ~10, 「市営住宅内、学校用地」に 87 号線を新設し「道路」を登記しなければ、住宅を建築することも、駐車場にすることも出来ません。相続税申告のとき税務署から 87 号線が未登記の為、相続税評価を適正にできないと勧告を受け「粕谷議員」議会で質問、市(行政)はミス認め「市長、建設局長」答弁、市長の回答書が全てです。請願の「理由」5, 租税(関係法令) 6, ~10, 87 号線未登記と根っ子は同じ、平成 31 年 3 月 8 日、《陳情第 142 号》で退職する綿貫まちづくり局長は、私は退職するが残された職員が引き続きその責任を果たしていくことを約束すると、堀添 委員長、委員、職員、市民に公言しました。議事録、市長回答で分らない点があれば、議事録 ■■■■ 職員、維新の会、南原小学校長、教職員、現地(境界標、杭)を確認の上審議ください。

以上

FAX 2 枚 044-200-3950 ■■■■宛て送信します。FAX 受信しましたら ■■■■ 携帯 ■■■■ までご連絡ください。

1/3

高津区役所道路公園センター 財産管理(担当) 係様

教育委員会(担当) 様

令和6年12月2日

教育委員会「教育長」小田嶋 満 様に請願書を提出しましたので、87号90号91号93号139号141号160号161号162号204号207号208号線「土地境界確定図(申請)」及び教育委員会(事務局)、南原小学校長(通学路)境界標(杭)の立ち合いをお願いします。

高津区 申請者 TEL, FAX

使用目的(上記のとおり)

令和5年「陳情第36号」まちづくり委員会(建設線政局)高津区上作延87号線、南原小学校796番地、所有権移転登記に関する市の見解、青木功雄「議長」から11月16日(賛成者なく不採択)通知を受けましたが、「市(関連局の答弁、市長回答)全て」租税(関係法令)に抵触します。

87号線3021㎡、学校用地(公有財産)【道路】未登記、建築基準法道路、90号93号94号139号141号160号161号162号204号207号208号線「通学路」の実態を、教育長 小田嶋 満 委員、平成8年7月15日～南原小学校長が指定した通学路の実態を確認するため。下記に議事録、市長回答(処理番号)を記します確認ください。

当該地区の(経緯)

上作延3丁目、高津区向ヶ丘地区は、昭和30年代、市(環境局)が焼却灰、産廃物で埋め立て上作延農家が732番～744番754番(南原小796番、市営住宅)までの谷戸、田を換地、市住宅、学校を新設の為、開発行為を要しない都市計画法第29条(4号)該当、市に譲渡した。726番748番749番752番の地権者(相続人、小川清一)は、令和3年3月8日【開示請求】農業委員会は(全部開示)、令和5年5月29日、南原小学校87号線に係る「公有財産」平成10年7月13日、3021㎡「理由」道路管理上必要な為、教育委員会事務局から建設局に管理換え、また、法第29条(4号)に該当しない、732番～744番754番、農家の(回議書)を開示した。

1. 環境局、埋立完了前に 自宅井戸が汚染され、市に賠償、改善を訴え、市が井戸の汚染を公にしないことを条件に、自家水道を市の水道に付替えを提示したので賠償金を取らず合意した。今でも汚染された井戸は当時のままあります。
2. 上作延3丁目地区は、平成6年市道(赤道、青道)民地の境界確定、道路公園センターが境界標(杭)設置、管理している。また、令和5年1月23日、住居表示施行になり、住居表示検討委員会「委員長」は町会長、「副委員長」は、水科(元)市議会議

員、当該地区の経緯、実態はご存じです確認ください。

租税(関係法令)

憲法第 30 条 国民には適切な税金を納税する権利があり、「官報公報」に公告したことを市(職員)、事業者、市民が知らなくても認知したと言うことにことになる。

都市計画法第 4 条 12 項、◆(宅地造成)川崎市宅地開発指針について。

開発行為とは、都市計画法第 4 条 12 項、区画形質の変更で、

- (1) 「区画の変更」道路や水路などを新設、付替える行為
- (2) 「形の変更」造成などで、土地の形状を変える行為
- (3) 「性質の変更」農地、山林、等土地を建築物を建築する為の敷地に変更する行為

以上、三つの行為のいずれかを伴った行為で、開発行為をする土地の面積が 500 ㎡以上になる場合は、まちづくり局宅地審査課、開発行為の許可が必要

【建築基準法】第 43 条、接道義務、建築物の敷地は 4 m(現行 6 m)以上の道路に

2 m以上接することが必要、◆陳情書、市長回答書、等、番号

◆平成 21 年 3 月予算特別委員会、6 月陳情第 147 号、まちづくり委員会、平成 21 年 12 月 16 日、本会議「議案第 164 号」市道路線の認定(上作延 207 号 208 号線)

◆平成 31 年 3 月 8 日、陳情第 142 号 まちづくり委員会 ◎堀添健 委員長、「委員」原典之、石川健二、春孝明、渡辺あつこ、浅野文直、重富達也、織田勝久、質問市の見解、ミス認め、新聞報道され、職員を処分した。上記の平成 21 年 6 月陳情第 147 号、三宅隆介「委員長」、橋本勝「副委員長」、坂本茂、嶋崎嘉夫、尾作均、玉井信重、粕谷葉子、山田益男、後藤晶一、岡村テル子、吉岡俊介、井口真美、大場裕子「委員」質問 ◎市長、齋藤建設局長(副市長)、管理課長「答弁」◎「建設局」道路法には道路の認定、区域の決定、共用開始の手続きがあり、道路の認定には、議会の議決が必要、「逐条解説」、区域決定、道路認定の段階では、所有権が川崎市になくてもオーケーという形になっている。

平成元年 8 月 2 日、「陳情第 11 号」まちづくり委員会(審査)、久延(農地課長)「答弁」農地転用の届け出、必要書類をそろえて、農業委員会に必要事項を記載したものを届け出ることになっている、「農業委員会で記載事項が整っているか、添付書類が整っているか「形式審査」を行なうことで受理、不受理を判断する。当該地については、しっかり受理していることを確認している。

伊藤(建築審査課長)「答弁」752 番地、開発行為「宅地事業①、②、③」(株)成建、(相続人)■■■■、500 ㎡以下に分筆、開発行為、市(行政)の許認可は、平成 21 年 予算特別委員会、21 年 6 月 19 日まちづくり委員会「陳情第 147 号」、「議案第 74 号」平成 5 年 11 月 16 日「陳情第 36 号」市議会議長(青木功雄)川崎市の見解は、平成 21 年 3 月 予算特別委員会、6 月 19 日、「陳情第 147 号」まちづくり委員会、阿部市長、齋藤建設局長(副市長)、管理課長の答弁、平成 22

年 12 月 28 日、建設緑政局長「相続人」 、親族と取り交わした、合意書を反故にして、市民を見下げた対応、処理と言うほかありません。また、平成 31 年 3 月 8 日、《陳情第 142 号》で退職する綿貫まちづくり局長は、私は退任するが残された職員が引き続きその責任を果たしていくことを約束すると、堀添「委員長」、委員、職員に公言しました。●地方公務員法第 30 条 第 32 条に抵触します。平成 29 年 3 月 10 日「陳情第 75 号」、総務委員会《議事録参照》◎87 号線未登記も、360 番、位置指定道路に係る「まちづくり局」の違法な確認処分も根っ子は同じです。

◆分かりやすく「被害者(相続人、)」の立場で言うと、議会は「市営住宅、学校」を新設する為、87 号線を議決、認定したが、行政(教育委員会、関連局)は、建築基準法「道路」、登記を行わず(相続人) 、親族に(虚偽答弁、文書)で開発行為経過一覧を提出しました。教育委員会(学校長)は、国から子供たちに貸与されているパソコンでホームページを開き、87 号線「通学路」は建築基準法道路ではないこと、市(行政)教育委員会は、実態を隠ぺい、忖度? 農家(組合)は不法な利益を得ています。南原小学校に寄贈した、市民ミュージアム(ジオラマ展示)していた。稲の祭り、村の構成、村の境、DVD を見れば、行政の法律違反は児童にも一目で分かります。 ※教育委員会制作、上作延 3 丁目地区農家の記録です。

日本は、法治国家であることを職員(公務員)は認識して職務を果たしてください。

●平成 31 年 3 月 8 日《陳情第 142 号》で退職する綿貫まちづくり局長は、私は退任するが残された職員が引き続きその責任を果たしていくことを約束すると、堀添 委員長、委員、職員、市民に公言しました。 地方公務員法第 30 条、第 32 条を思い起こしてください。

以 上

教育委員会「教育長」小田嶋 満 様 (担当) [] 職員

令和6年12月5日

請願(審査)に係る 87 号線道路の(認定日) ■ホームページ道水路台帳を確認ください。
宮前区は昭和 57 年 7 月 1 日、高津区からの分区により誕生《子母口宿河原線》
87 号線「認定日」は、1983 年、昭和 58 年 8 月 11 日 既存道路 90 号線(赤道)749 番
新設、市に寄贈した 139 号線(相続人) []、91 号 93 号 94 号 141 号 142 号線
「認定日」は、87 号線と同じ昭和 58 年 8 月 11 日です。■749 番、農転届出(都市計画
法)に係る開発行為、市の許認可(相続人) []、160 号線の「認定日」は平成 8
年 7 月 15 日、204 号線の「認定日」は平成 16 年 9 月 4 日です。
■161 号 162 号線「地番 732 番」の地権者、[]は、コーケン産業(株)2909 m²を売
却 ■139 号 207 号 208 号「地番 753 番 757 番 754 番」、平成 20 年 4 月 20 日(相続人)
[]は、接続道路、87 号線(市営住宅、学校用地)公有財産、建築基準法道路が
「未登記」でありながら、市(まちづくり局、教育委員会)と結託して 754 番を 754 番
2 に分筆して、139 号線を建築基準法道路と偽り、(相続人、[]、親族)に 749
番に係る開発行為経過一覧を提出した。平成 21 年「陳情第 147 号」、「議案第 74 号」、
《議事録参照》また、平成 22 年 12 月 28 日、建設緑政局長と取りかわした、合意書を
反故にして違法行為を続け現在も不法な利益を得ている。南原小学校に寄贈した DVD
映像、農家が証拠、証人です。◆平成 8 年 7 月 15 日~20 年 1 月 14 日、相続発生まで
(相続人) []が 752 番を財政局、教育委員会、南原小学校長の許可を取り、学校
教育園として子供たちの為に無償提供してきました。本事案に係る、違法行為の全て
は、教育委員会、まちづくり局、高津道路公園センターが結託して《接続道路 87 号線
を登記せず、不法な通学路を指定し、現在も違法な工事を行っている。教育委員会(事
務局)、学校長の責任です。 ■平成 31 年 3 月 8 日、《陳情第 142 号》で退職する綿貫
局長は、私は退任するが残された職員が引き続きその責任を果たしていくことを約束
すると、堀添 委員長、委員、職員、市民に公言しました。 ■憲法第 30 条、国民に
は適切な税金を納税する権利があり、「官報公報」に公告したことを市(職員)、事業者、
市民が知らなくても認知したと言うことになる。 ■地方公務員法第 30 条、第 32 条
に抵触します。■平成 21 年 陳情第 147 号、まちづくり委員会 斎藤建設局長(副市
長)、管理課長「答弁」道路法には道路の認定、区域の決定、共用開始の手続きがあり、
道路の認定には、議会の議決が必要、「逐条解説」、区域決定、道路認定の段階では、
所有権が川崎市になくてもオーケーという形になっている。市営住宅、まちづくり局、
南原小学校が昭和 61 年 4 月 1 日開校する迄に、市(行政)関連局が連携して、既存道路
90 号線を(1)「区画の変更」、(2)「形の変更」、(3)「性質の変更」、500 m²以上の場合
は、まちづくり局の許可を取り「建築基準法道路」87 号線、新設、付替え廃止、登記
が必要 ■議長市の見解は、法令に基づき処理をするのは行政(教育委員会)関連局の
行政責任であり、議会(議長)に責任はない? 市の見解です。